

第1回温室効果ガス排出量の算定に係る資格制度検討会 議事要旨

日時:2022 年 11 月 4 日(金)15 時 00 分～17 時 00 分

場所:オンライン会議

出席者(敬称略)

<委員>

(座長)竹ヶ原 啓介(株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所 エグゼクティブフェロー兼副所長)

淡路 睦 (一般社団法人全国地方銀行協会会長行 株式会社千葉銀行取締役常務執行役員)

松川 恵美 (一般社団法人 CDP Worldwide-Japan シニアマネジャー)

森本 英香 (一般財団法人持続性推進機構 理事長)

家森 信善 (神戸大学経済経営研究所 教授)

<オブザーバー>

経済産業省、金融庁、全国銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、日本商工会議所、金融財政事情研究会、カーボンニュートラル協会、炭素会計アドバイザー協会

議題

- (1)問題の所在／制度設立の目的・趣旨
- (2)制度の概要(資料2)
- (3)ガイドラインの内容に係る説明
 - ①ターゲットとする能力のレベル(資格取得者のイメージ)(資料3)
 - ②認定制度の審査項目(資料4)
- (4)意見交換

開会

議事に先立ち、環境省環境経済課の波戸本課長より、挨拶および本検討会の趣旨に関する説明があった。

座長及び委員の紹介

環境省環境経済課環境金融推進室の稲村室長補佐から各委員およびオブザーバーの紹介があり、各委員から挨拶があった。

議題1 問題の所在／制度設立の目的趣旨に係る説明

議題2 制度の概要に係る説明

議題3 ガイドラインの内容に係る説明

議題4 意見交換

環境省環境経済課環境金融推進室の稲村室長補佐から上記議題1～3に関して資料に基づき説明があり、次いで意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

(1) 制度が資格取得者に求める知見の範囲に関する議論

- 制度の目的としている「脱炭素化に関する適切なアドバイス・GHG 計測サービスの仲介」の趣旨は、地域金融機関等の職員が GHG の計測・算定の役割を担っていくというイメージではなく、脱炭素に向けて企業を総合的に支援する能力を習得させることが主眼であると認識している。この点、実務的には、必要な知見として企業に対する伴走支援・経営支援に関する記載を盛り込む必要があるだろう。これと関連して、中小企業支援であれば中小企業診断士等、経営支援に関しては銀行員が取得するような既存の検定試験・資格がいくつか存在するが、それらを本制度上ではどのように位置づけるべきか。例えば、環境省が認定する脱炭素関係の資格と組み合わせ、経営支援等に関する別の資格を取得した場合に有資格者と認定するような制度は考えられないか。また、認定資格に求める知識水準の検討にあたっては、既に排出量の算定・アドバイスに着手している業者が存在するため、それらがどのようなレベル感で進めているかを参考にしてみてもどうか。
- 計測によって GHG 排出量が見える化した後、どのように脱炭素に誘導していくかというアドバイスの面が必要。また、資格の類型毎に要件とする知識水準について、スコープ 1～3 という GHG プロトコルに沿った計測方法のみをベースに判断することは適切では無く、中小企業の脱炭素化に関する広範な課題に対応するためのノウハウを考慮していく必要があるだろう。
- 地域金融機関から中小企業への働き掛けに関しては、GHG 排出量の算定に留まらず、脱炭素の移行計画を立てることが真に重要である。この点、大企業であれば株主提案等もある中で、かなり高いレベルで検討が進む地合いにある一方、中小企業では何から始めて良いかも分からないケースも多い。個別企業の状況に合わせたアドバイスが求められており、そのためには広範かつ高度な知識が必要のように思う。こうした観点から、資格の類型の基準については一段の議論が必要であろう。
- GHG 排出の見える化や削減方針に関する適切な情報開示についても、アドバイス能力が今後求められるものと考えられる。

(2) 資格取得者の能力・役割に応じた要件(類型区分)に関する議論

- 資格取得者に求める知見の要件を、専門性が高い方から類型①、②、③と区分けしている。基礎的な内容を理解できるとの位置づけの類型③を対象とした資格制度は、本制度の対象外と想定されているが、より受講者・有資格者の間口を広げるために、類型①～③、あるいは類型②～③で構成される資格制度が時宜に適うと思われる。類型③については、いわば入門編という位置付けで本制度の認定の対象とするとも考えてはどうか。
- 金融機関の職員が脱炭素化についてアドバイスする場合、設備投資等を通じた与信面での手当は想定しているようだが、一方で資金運用面などに関するアドバイスについてはどう考えるか。
- 金融機関から脱炭素化・排出量削減と併せて経営アドバイスを行う場合、単発の設備投資を勧めるケースもあれば、中長期的な経営計画への織り込みを行うケースもあり、アドバイスのレベル感も分かれてくる。そういう意味で、類型①と類型②で求める資質のレベル感を変えることも考えられる。また、類型③も、まずは導入ということで意識づけを行う意味でも、認定対象とする意味があるのではないか。
- スコープ1・2とスコープ3(サプライチェーン)の算定の仕方を基準に類型①、類型②を分ける考え方には議論の余地がある。中小企業の脱炭素化をアドバイスする上で、排出量算定の知識があるに越したことは無いが、実際には個別の企業の事業状況や環境対応に関する認識等も勘案して、総合的なアドバイスを

通じて企業の生き残りに繋げていくことが求められる資質。もっとも、それを全て書き下すことは難しい。

- 類型①および類型②のレベルを高く設定しているのは、本制度を通じた資格制度の品質管理を重視したものと考える。現在はオンラインで簡単にスコープ1・2を計測できるサービスも世に出ているが、その計測結果はルールに基づいた正確なものでなくてはならず、その上で企業に脱炭素を進めてもらうためには、的確なアドバイスができることが求められている。その意味では類型②はマストであろうが、類型③も認定対象とすることを検討してもよい。

(3) 資格取得者の能力・役割に応じた要件(要件の内容・水準)に関する議論

- 類型①に求められる知識水準に関して、例えばスコープ3の算定方法の妥当性については世界でも議論が進展中であり、専門コンサルタントレベルに匹敵する。これが金融機関の職員に必要であるかは疑問。目下、金融機関に求めたい役割は、サステナブルサプライチェーンファイナンスの潮流に乗り、中小企業に対してスコープ1・2を削減することが取引先としての価値を高めることを広めてもらい、そこにマネーを供給することである。
- 金融機関の果たすべき役割は、脱炭素に向けた取組方針に悩む企業に対して、第一歩を踏み出すお手伝いをし、その後の伴走支援、必要に応じたファイナンスを行うことである。そうした一連のプロセスの中で対応の優先順位付け等を含めて、企業に対するご提案を急いでいきたい。
- 有資格者が必要な専門知識を持った上で、個別企業の経営状況を踏まえたアドバイスを行うことが要諦。その意味では、類型②の要件については知識とアドバイスを分離させず、一体的に定める形が望ましい。
- 世に求められている人材のレベル感と人数規模をイメージすると、類型②の有資格者が今後の脱炭素化の中心的な原動力になるものと認識している。もっとも、全国の中小企業の状況を見ると、脱炭素化にかかると問題意識を持ち始めたが、まだ自分事になっていない先が多く、それら企業の啓発を進める上では人材不足がネックとなる。その意味では、類型②なのか③なのかは分からないが、基礎的なところを説得できる人材もしっかり用意することが必要だろう。

(4) 研修及び試験に関する議論

- 受験人数や合格率など、試験の実施状況に関する情報は受験者のために開示すべきである。また、他の一般的な試験と同様に、研修に際して最低受講時間による条件を設けることも一案。
- 現状の要件水準を踏まえると、類型②は筆記試験のみでも可能だが、類型①ではかなり詳細を確認する必要があるため、口述試験等も必要になる可能性がある。その場合、類型①の受験負担が重すぎるようであれば受験者が集まらず、制度として成り立たなくなる懸念がある。

(5) 継続的な制度運営のための要件の考え方に関する議論

① 資格取得者数の想定

- 本制度による認定資格を地域金融機関の職員が取得することを想定すると、例えば類型②の有資格者が各支店に1名程度いるようなイメージが考えられる。ただし、資格に求めるレベルが高すぎる場合、そこまで資格取得が進まないことが懸念される。

② 受講者の範囲

- 小規模な事業者幅広く、裾野広く浸透させるためには、排出量削減に向けたトータルな取組の必要性と

枠組みについて、資格取得者に習得してもらう必要がある。基礎的なレベル感も含めて設定すると受講動機になり、受講者の層が広がるだろう。

- 金融機関職員を想定した議論を行ってきたが、本制度では資格取得者を限定する趣旨は無い。金融機関職員以外も含め、幅広く資格取得を促すものとするべきだろう。

上記の意見交換結果を踏まえ、今後の方向性については事務局で再検討し、ガイドラインの検討に反映することとした。

環境省からの閉会挨拶

環境省環境経済課環境金融推進室の今井室長から、閉会にあたり挨拶があった。

以 上